

令和 2 年第 4 回水戸市議会定例会

陳情文書表

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 3 号	2 . 11 . 24	私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>陳情者は、自己の所有に係る私道路土地について、水戸市に寄附すべく、本年5月11日、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項（平成24年4月1日）に基づく、私道路用地寄附申込書を水戸市長宛てに提出している者である。本年10月5日、水戸市から同土地付近の測量を請け負った土地家屋調査士による土地境界確認が実施されたが、その結果、沿道にある建物の一部（2階部分の軒、ひさし、出窓、シャッターボックスを含む8か所）が寄附を予定している私道路土地に越境しており、この越境部分が支障物件とみなされるため、これを撤去しなければ寄附の条件を満たさないことが判明した。外塀、垣根、路側ブロック等接地している部分の撤去とは違い、相当額の費用を要すると見込まれたことから、陳情者は、上記建物所有者に対し、撤去部分の詳細について説明するとともに、施工業者を選定すべく、水戸市建設部建設計画課担当職員に依頼し、本年11月18日、撤去部分の現況図の交付を受けた。ところが、翌19日、同担当職員が陳情者の自宅に来訪し、上司からの指示であるとして、一度交付した現況図の返還を求めてきたのである。上司というのは、建設計画課の課長であるとのことで、これは、水戸市の方針であると解することができると思うが、陳情者としては、下記の理由から、この要求には承服しかねる。</p> <p>よって、水戸市においては、私道路土地寄附に伴い市民が自己負担で行う支障物件撤去作業を円滑に実施できるよう、周辺住民の理解と撤去作業のための現況図等を交付したことについて追認し、既に交付済みの現況図の返還を求めることのないよう求める。以上、陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 本件は、私道路用地の寄附に関して水戸市が想定している手順のうち、支障物件の確認と支障物件の撤去に該当するところ、申請者である陳情者が施工業者に依頼して支障物件を撤去する前提として、支障の詳細を示す現況図を提供してもらうことが欠かせないと考え。本件支障物件については、空中に突き出た建物部分の越境を含むため、専門の計測機器を持たない建築の素人である陳情者が実測することは不可能であり、水戸市が測量を委託した土地家屋調査士が作成したデータに基づき、越境建物の所有者にも理解しやすく示すことができる現況図は必要に応じて与えられてしかるべきと考える。</p>	建 設 企 業

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>2 特に、本件支障物件撤去は、家屋建物本体への改修を要する高額な自己負担を伴う改修であり、家屋所有者の感情にも配慮した説明と慎重な施工業者の選定も要するのであるから、撤去部分の詳細を示した現況図が必須である。また、家屋建物所有者に対し、水戸市担当職員が説明したり、施工業者を選定するわけではなく、建築の素人である陳情者がこれを行うので、水戸市が提供する図面等参考資料の内容は、撤去物件の状況に応じて弾力的に選択、作成されるべきであり、本件については、専門的な座標データで表した図面にとどまらず、分かりやすく撤去部分を示した詳細な図面が必要であるため、同課長においては、本件現況図の交付を追認すべきである。</p> <p>3 上記のとおり、交付を受けた現況図は、寄附のための段取りに不可欠であるところ、同課長がこれを交付しないとして返還を求める理由は、市役所内部の事務手続上のささいな問題（内部決裁の未了、土地家屋調査士と市との契約内容、用紙代、情報公開手続等）に拘泥し、個々の撤去事案固有の事情を全く考慮せず、市民が真に必要な情報であっても、弾力的運用を排して硬直的、一律的に取り扱うことが行政の公平性確保につながるとの判断に基づくようであるが、実際には、余分な手間をかけたくないという本音が透けて見え、市民の寄附行為を円滑に進めるための便宜供与の視点を著しく欠くものであり、事実上、市民の寄附行為を妨害しているに等しいと考える。</p> <p>4 加えて、本件私道路土地寄附に関しては、隅切り土地の寄附や電柱移設土地の貸与等生活道路環境の改善を期待する地域住民の人々の協力を受けており、同課長の取扱いは、これら住民の生活環境改善への願いを踏みにじるもので、水戸市の幹部職員としての基本姿勢と資質を大いに疑わせるものである。</p> <p>5 さらに、同課長は、担当職員を陳情者の自宅に赴かせ、現況図の返還を迫っているのであるが、交付を受けた現況図には、個人情報等水戸市にとって部外に出しては支障のある内容を含むものではなく、同課長が交付の事実を無かったものとしようとしているのは、行政文書の決裁権に係る自己のメンツ、事務手続への狭あいな固執、行政サービスの手抜きを行政の公平性の問題とすり替えて正当化するため等によるものと考えざるを得ない。なお、陳情者は、現況図を受領した日のうちに写しを作成して、見積りを依頼している建築士に渡しているのであり、同課長が職員の貴重な勤務時間と官用車の燃料を使って、職員を陳情者の自宅まで派遣しても、職員人件費と燃費の無駄遣いと思われる。</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
第4号	2.11.30	月池の自然景観と樹木保護に関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>茨城県が佐賀県業者へ委託して、飲食店と駐車場を建設する予定である、月池東岸7,076平方メートルは、長年、水戸市民と茨城県民が守り続け愛してきた場所であり、憩いの場である。委託される場所は、月池東側のほぼ全体を占め、ここに4,754平方メートルの飲食店と2,322平方メートルの駐車場が建設予定であり、何もしないなら、このエリアのほとんどの樹木は、伐採されることになるであろうと想像できる。市民に守られてきた豊かな自然と樹木たちは、今もここで生き続けているにもかかわらず、市民と県民の声を一切聞かず、かつ自然景観や樹木保護への配慮を業者側へ訴えることなく、建設計画を県外業者任せで公募した茨城県へ怒りを禁じ得ない。樹木たちは、四季折々に装いを変え、訪れる市民を温かくいつも迎えてくれた。春は桜やスモモが優しい色合いで和ませてくれ、暑い夏は美しい青葉が、散歩する人たちや共に訪れた犬たちに、涼しい木陰を提供してくれた。秋から冬は、紅い紅葉と黄色く色づいたエノキの高木が絶妙のコントラストで、月池全体と散策路に奥行きを与える。また、月池には、白鳥と黒鳥のつがいのそれぞれの巣がある。この自然と樹木たちを、市民と県民へ広く問うことなく、業者任せで伐採し、価値ある光景をなくしてしまう県は、一体誰のために建設するのか。茨城県ホームページ「偕楽園月池地区整備事業について（公募）」にある、営業戦略部観光物産課と土木部都市局都市整備課が出した提供資料「公募設置等予定者の認定について」では、企画提案の基本方針の中に、人々の誇りや愛着を醸成する賑わい創出と記載がある。県外業者にこの施設を運営してもらって、茨城県民や水戸市民の郷土への誇りや愛着を醸成してもらふ必要は、そもそもあるのか。もともとこの地が持つ魅力を壊す以上の価値をどこに求めるのか。郷土の真価を評価できないのは、茨城県である。今回、市民を代表する水戸市議会が意見書を提出してくれたことは、水戸市民として、大変ありがたく思う。</p> <p>1 月池東岸には、樹高6～7メートルを超す、桜やエノキなどの高木樹木群がバランスよく点在している。月池の大部分が桜川や四季の原に面して平たんであるのに対し、東側のこれら高木群が、素晴らしい立体感をつくり出している。もし配慮されることなく、これらの高木樹木が伐採されれば、月池から立体感が失われる。一方、紅葉やエノキ、桜、スモモなどが切られれば、色彩が単調となり、月池の細長い地形から、奥行きが失われ、月池の魅力も損なわれる。</p> <p>2 公募区域7,076平方メートルのうち、4,754平方メートルを飲食店など建築物が</p>	偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>占める計画である。月池東岸一帯を覆うように建設されるため、美しい眺望が失われる。池の対岸（西側）から、緑豊かな東岸の桜や紅葉を、月池頭上に昇る名月とともに望む光景は、建物の後方となるか、伐採されてもう見ることはできない。しかも、高木樹木が伐採されるか、保護されるかは、業者任せである。夕日を浴びた、桜やエノキなど大木群（月池東側に位置する）を、対岸から眺める光景は、悠久の時と水戸の歴史を感じさせる荘厳なものだが、それは完全に失われる。それを見慣れた市民、県民にとり、今年が見納めである。さらに、好文亭を眺める際、月池の南側にある見晴らし台は、ベンチもあり、観光客にも地元の人にも、人気のスポットだが、月池東岸に大きな建物ができると、視界の右側に建物が入り込み、見晴らし台から自然豊かな好文亭を眺める際に、人工物は邪魔になり、見晴らしの魅力は落ちる。どうしても建てるなら、視界と景観の邪魔にならない工夫が必要であった。以上のように、月池東側の大部分である7,076平方メートルに、建物4,754平方メートルと駐車場2,322平方メートルが建てられると、ほとんどの樹木が伐採されるとともに、自然景観が大きく損なわれる。また、水戸市民と茨城県民、訪問客に愛され、私たちへ多くの安らぎと恩恵をくれた樹木たちへ、人の利益追求により、恩をあだで返すような振る舞いとなる。自然景観を破壊し、業者へ20年貸し出した後、その景観は戻るのか。戻らない。取り戻せないリスクと造る利益と勘案した上で、計画を決めていただきたいと思う。どうしても建設するなら、市民と県民に広く愛されてきた自然景観と樹木を保護した計画としてほしいのが、市民、県民としての希望である。</p> <p>3 月池東岸の駐車場2,322平方メートルは、利便性を考えてと思うが、月池東側の3割以上の土地を使う。無数の樹木が伐採される。市民と県民に長く愛されてきた自然をあえて破壊してまで、広大な駐車場を造る必要があるのか、疑問がある。駐車場に関しては、県の月池東岸の駐車場機能を水戸市レイクサイドボウル跡地駐車場に持たせるという考え方もできる。月池東岸はレイクサイドボウル跡地の目の前にあり、最も近い駐車場となる。茨城県が水戸市から借用する形、あるいは共同運用など、それは行政での判断となるが、水戸市と茨城県が知恵を出し合って、自然と樹木を保護することを大切な目的と認識していただいた上で、最良の方法を行っていただきたいと思う。この場合、水戸神栖線（県道50号線）を安全に横断して行き来するために、何らかの新たな横断施設が必要である。梅桜橋にあるような歩道橋併設エレベーターを設置する際には、御婦人の安全のため</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>め、中が見える透明な構造にするなど配慮をお願いする。千波湖や月池周辺は暗いため、夜間照明も必要である。これらを考慮した上でも、足腰が悪い方もいることから、飲食店の近くに駐車場があったほうがよいという考え方もできるので、伐採する樹木を最小限とし、樹木保存を考慮した場所に、数台分の駐車場を造るということはあると思う。それでも、現行の広大なエリアを使い、多くの樹木を伐採し、現在の姿には戻せない建設計画に比べれば、自然を壊すリスクは、大分軽減する。散策する人へも、これまでなかった自動車事故や何十台もの車の排気ガスの健康被害が懸念されるが、これらへの対処は考えられているのか。</p> <p>4 本来なら、建設場所の樹木を伐採するという考え方ではなく、樹木の場所を移動する移植を考慮するべきだったと思う。移植には、根回しという、根を切って細根を出させ、移植に備える準備期間が2年ほど必要である。もし以前からあった計画であったなら、県が常日頃、偕楽園整備を委託している事業者へ相談しておけばよかったと考える。</p> <p>5 誰がこの開発計画を考えついたのか、市民、県民には公開されていないが、茨城県民と水戸市民が祖先から受け継いできた価値ある自然景観と樹木を壊すことを当たり前のこととして、茨城県が県外企業に建物と運営を委託し、茨城の魅力をつくってもらい、そして得た利益を県外企業から茨城県へ一部回してもらい、本当に茨城県の魅力を伝えることなのか。利益優先で、茨城県民と水戸市民が大切にしてきた歴史と自然の重み、心の豊かさを金銭より低く見えていないか。これらへの十分な説明を行うことができる行政担当者はおられるのか。茨城と水戸の本当の魅力を分かっていないのが、県であると思う。なぜなら、もし、値段をつけることが不可能なほどの、これら茨城を茨城たらしめる自然景観と樹木が持つ価値と魅力を自覚しているなら、このコロナ禍の中で急がずに、市民と県民の意見を十分反映させた計画となったはずである。どうしても位置的に樹木の保存が不可能であるなら、あらかじめ樹木の根回しなどを専門家へ依頼し、景観と自然保護に十分配慮した、構造物の位置設定と計画とを、(県外)業者へ求めたはずである。しかし、樹木保護と自然景観を県が重視したとは思えない。例えば、業者側は、樹木に関して県へ質問し、県がこれに回答しているが、回答書を見る限り、桜の写真は示しているが、詳しい樹木の樹高は数本記載があるのみである。また、その樹木が持つ景観についての役割や注意事項もない。業</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>者へ任せる自由度が高く、1万平方メートルもの広大な領域の樹木が保護されるかどうかは、業者任せであった。資料を見た県外業者が、その樹木が景観の中でどのような役割を果たしているか想像した上で、長年愛してきた市民、県民の気持ちも考慮して、建設計画を立てることができただろうか。四季を通じて訪れたことがなければ、分からないことであるので、県外の業者へは、より丁寧な対応が求められたと思うが、なされなかった。その結果、決まった公募案は、月池東側のほとんどを建物と駐車場が占める内容で、今ある数百本の樹木は伐採され、大きく景観が損なわれる。</p> <p>6 加えて、選定委員会の評価項目を見たが、自然保護の観点はない。選定委員会が自然保護を評価項目に入れなかったのはなぜなのか。この月池の自然への愛情がないからである。委員の肩書は県外の方が多い。県内は県職員2名くらいである。なぜ、県外の方々が茨城県の偕楽園・月池事業の業者選定委員として任命されたのか、県民として納得がいかない。そのたった数人の県外委員会が決めた建設業者へ任せて、長年現地に住む、私たちが愛し守り続けてきた樹木と自然景観が壊されることへは、全く納得できない。</p> <p>7 コロナ禍の中、来年8月開業を急ぐ理由も分からない。 以上を踏まえて、下記事項を陳情する。 《陳情事項》</p> <p>1 偕楽園の月池周辺は水戸市に存在し、市民、県民が長らく愛し守ってきた地である。水戸市は、市民と県民の声を聞かずに月池計画を決めてしまった茨城県に対して、計画の見直しを求めること。</p> <p>2 もし、茨城県が建設計画を進める場合は、今ある自然景観と樹木保護に配慮した建設計画となるよう、市民を代表する立場で、以下3から11の項目を通じて計画を改善するよう茨城県に求めること。ただし、「4 高木樹木の保護」、「5 建物の縮小と建設位置の配慮」については、業者へも理解と協力を求めること。</p> <p>3 市民と県民は、日々の暮らしの中で、この場所を愛し、守り続けてきた。市民と県民へ声を聞く機会を与えずに、県議会が承認した計画は、一体誰のためかという疑問が残る。コロナ禍の中、建設を急ぐことなく、まず、市民と県民の意見を広く募集して、これを聞き、末永く愛され支持され得る計画を取ることが筋ではないかと県にただすこと。施設の安定的な経営基盤を担保する上でも、市民と県民の支持は肝要ではないのだろうか。</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>4 月池東側で長年生きてきた高木樹（樹高6メートル以上の桜、エノキなど）は、月池の象徴であり、かつ、池を中心とした偕楽園拡張部の立体感と奥行きを保つ貴重な樹木群である。これらを伐採した場合、月池から奥行きと立体感が失われ、景観の魅力がなくなる。月池から好文亭を望む光景も、樹木が示す年月と歴史の重厚さが失われ、魅力が落ちる。これらの高木樹木たちを保存するよう、県と業者へ理解と協力を求めること。</p> <p>5 業者の計画案では、7,076平方メートルを使い、広大な建物や駐車場を建てる計画であるので、原案のままでは、上記4に挙げた東側高木群は、伐採されない保証はなく、業者任せである。しかし、高木樹木群が残った場合でも、大きな建物の影になる。高木樹木たちを、月池対岸（西岸）から望む、雄大で荘厳な光景が建物の後方となり、見ることができなくなる。建物を縮小し、景観の妨げにならない月池北側に寄せるように配置すれば、歴史ある高木樹群が夕日を浴びる荘厳な対岸からの景色、樹木を照らしつつ月池頭上に月が昇る厳粛な眺めは、後代の人たちへ残る。南側にある見晴らし台から好文亭を望む眺望も、建物が視界に入る妨げが、多少減少するだろう。</p> <p>(1) 建物の規模を縮小し、位置を北側へ配置するよう、業者と県へ要望すること。</p> <p>(2) なぜ、こうした自然景観と樹木保護への配慮を月池の光景を見慣れていない県外業者へ助言しなかったか。</p> <p>(3) なぜ、選定委員会の評価項目にも、樹木保護の項目を欠いているのかを茨城県へ問うこと。</p> <p>6 (1) 業者選定委員会の委員に、県内の市民や県民が入らず、なぜ県外委員が占めるのかを県にたずねること。</p> <p>(2) 2名の県職員が入っているが、市民、県民の意見を反映したのか。</p> <p>(3) それ以前に、市民、県民の意見を聞いていない。なぜなのか県にたずねること。</p> <p>7 上記5のように、建物の大きさを縮小し（月池東岸全面を使わず）、月池北側へ配置するなら、(1)上記4の高木樹木群を対岸から望む美しい光景は残るだけでなく、(2)訪問客が、レイクサイドボウル跡地の水戸市駐車場（建設予定）を利用して、月池の建物へアクセスする場合、将来的に安全に水戸神栖線（県道50号線）を往来する設備が完備されるなら、最短距離で建物へアクセス可能となる。これらを県へ伝えること。</p> <p>8 レイクサイドボウル跡地に建設予定である水戸市駐車場の一部を茨城県へ有</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>償で貸し出すことにより、月池東側に建設予定である駐車場は不要、あるいはかなりの面積を縮小し得て、自然景観と樹木保護となる。これを配慮されたい。この際は、水戸神栖線（県道50号線）を安全に越えて移動するための構造物（桜梅橋にあるようなエレベーター付歩道橋など）を整備する必要があるが、夜間の安全のため、駐車場や月池施設への通路には照明を設け、見通しをよくし、エレベーターは中が見える透明の材質にするなど、県と相談の上、配慮をお願いすること。</p> <p>9 穏やかな月池周辺の自然環境の中で、排気ガスを吸いたい歩行者はいない。ぜんそくなどがあり、自然に触れたくて来る人もいる。知人がそうである。アクセルの踏み間違いによる暴走など、駐車場での自動車事故も、近年問題になっている。一般的に、多くの施設は駐車場での事故に責任を負わない。駐車した車が、月池の歩行者へ事故を起こした場合、業者施設側は責任を負わないだろう。これまで安全に散策していた歩行者にとり、大変脅威である。これまで存在しなかった自動車事故による危害や、数十台もの車による利用者への健康問題が懸念される。県は、これをどう考えるかをたずねること。駐車場に壁などを造る場合は、景観を壊さない材質への配慮が必要である。</p> <p>10 市議会に設置されている偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会は、県の説明を受けるだけでなく、市民の声を反映した整備計画が本当に実現されるよう、積極的に市民の意見を茨城県へ届け、働きかけること。</p> <p>11 水戸市は、広く市民の意見・要望を聞く方法を設けること。 以上を陳情する。</p>	